

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和7年度)

要請事項	回 答	担当部局
1. 労働者福祉運動・事業の育成・強化		
<p>(1) 鳥取県労福協は、県内の労働者及びその家族並びに一般県民の福利厚生を増進を図り、健康にして文化的な生活を営むことができる環境づくりを促進することを目的として活動しています。これまで労働者の環境改善に向けた相談・助言活動、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた文化・体育事業、将来の子どもたちが安心・安全に暮らせるための支援活動を実施してきました。労働者福祉運動のさらなる発展と、労働者・家族・地域社会の生活の質向上を目指すためには、鳥取県との連携がますます必要となりますので、継続した財政支援・協力をお願いいたします。</p>	<p>鳥取県労働者福祉協議会(鳥取労福協)には、鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」の受託者として適正に運営をいただいております。労働相談やセミナー等の普及啓発を通じて県下の労働環境の向上に大きく寄与されてきました。また、県は、勤労者美術展など鳥取労福協が行う労働者福祉の増進に資する事業への補助などにより、その活動を支援しているところです。引き続き鳥取労福協の取組を後押しし、県と鳥取労福協とで連携して県下労働者の福祉向上・雇用環境改善を図ってまいります。</p>	雇用・働き方政策課
<p>(2) 鳥取県労福協は、鳥取県の委託事業として中小企業労働相談所「みなくる」を受託しています。</p> <p>鳥取県内の中小企業は零細企業が多く存在し、大手企業との格差も拡大しており、厳しい雇用環境のもとで働いている労働者からの相談は、年間3,000件を超えています。相談内容は、労働契約のほかに職場の人間関係など複雑化、多様化しており、県内3箇所(鳥取、倉吉、米子)において雇用・労働相談員を配置して労働者の相談対応をしております。</p> <p>今年度より、従来の相談方法に加えてLINE相談の導入により、相談しやすい環境づくりを強化しました。また、家族介護と仕事の両立支援業務を開始し、介護による離職防止ネットワークも構築しました。新たな業務を実施することで、相談員のスキルアップをはかり、より充実した労働相談所の運営をめざしますので、引き続き財政的措置をしていただきたい。</p> <p>また、地域や業種によっては「みなくる」の存在が十分に知られていないため、地域メディアの活用や各学校との連携による若者層への周知など、広報活動の強化をお願いいたします。</p> <p>実績 2024年度 労働相談 3,011件 2025年度 労働相談 1,445件 (前年度同期1,343件) (2025年度は、4月～8月までの実績)</p>	<p>鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」には、平成20年4月に鳥取労福協に委託後、県内労働者・経営者双方からの労働・雇用相談への対応、普及啓発活動の実施、冊子「THE社会人」の作成・配布等を行っていただいております。</p> <p>また、令和7年度からは新たな労働相談窓口としてLINE相談の導入や家族介護に直面した労働者の離職を防止するための市町村機関との連携に御尽力いただいたところであり、引き続き充実した体制をとることができるよう努めるとともに、様々な媒体を通じて、「みなくる」の広報や利用促進に努めてまいります。</p>	雇用・働き方政策課

<p>(3) 鳥取県労福協は、2011年から労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を発行しています。今年度も第15版を発行する予定です。この冊子は社会人としてのルールやマナー、働きやすい環境づくり、安心して働くための制度をまとめたものです。毎年多くの企業や団体から配布希望を得ており、職員・新入職員の職場教育研修に活用されています。教育委員会を通じて県内全高等学校の3年生にも配布しています。発行にあたり、鳥取県・連合鳥取・鳥取県経営者協会の協力・支援をいただいております。鳥取県には支援の継続をお願いいたします。</p> <p>また、鳥取県労福協では高校3年生や就職前の学生を対象とした「消費者教育・社会人前研修会」を実施しています。鳥取県においても消費者教育推進計画を策定し、高校生に対する消費者教育を積極的に推進されていますが、学校ごとに生徒の消費に関する知識や関心に差があり、教材の柔軟な対応が求められており、鳥取県労福協の「消費者教育・社会人前研修会」を活用いただきたい。</p>	<p>すべての県立高校では、科目「公共」や「家庭総合」において、働くうえで知っておくべき法律、労働者の権利やワーク・ライフ・バランスなどについて学び、鳥取県労働局、鳥取県社会保険労務士会や鳥取県中小企業労働相談所等の専門機関と連携した出前授業を実施し、高校生が就職する際の基礎知識として、勤務時間・給与・休暇や労働に関する法律等についても学んでいるところです。</p> <p>また、労働ハンドブック「THE社会人働く人のルールブック」を全ての高校3年生に配布し、高校での就職・進学前の指導に活かしています。</p> <p>引き続き社会で自立して働くために必要な基礎的知識や態度の育成に全校で取り組んでまいります。</p> <p>消費者教育等については、令和4年度から年次進行で実施されている新教育課程においても、家庭科や公民科を中心として金融教育や消費者教育の充実が図られており、引き続き各校において取組を進めているところです。</p> <p>今後も引き続き、消費者教育の充実に向けて、関係団体等と連携し、様々な教材等について情報提供をしていくとともに、高校生が社会の主役として主体的かつ適切に消費行動できるよう消費者教育の推進を図ってまいります。</p>	<p>高等学校課</p>
---	--	--------------

<p>2. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化</p> <p>(1) 誰一人取り残さない社会の実現に向けて 2025春闘について、連合鳥取が取りまとめた回答によれば、平均賃上げ方式で賃上げ額12,236円、賃上げ率4.62%と前年につづき高水準を維持しました。2025年10月4日からは、鳥取県最低賃金が1時間1,030円に改正されました。しかしながら、私たち労働者は、米価などの食料品の高騰により名目賃金(額面の給与)が上がっても物価上昇がそれ以上に進み、実質賃金がマイナスになる状況が続いています。 鳥取県には、私たち労働者が安心して暮らせる施策、とりわけ、「誰一人取り残さない社会の実現に向けて」経済的に困窮している労働者への支援強化をしていただきたい。 鳥取県では国の「生活困窮者自立支援制度」を活用しつつ、地域特性に合わせた支援を展開しておられます。人口規模が小さい分、地域密着型の支援をしやすい一方、支援する人材の不足、相談員の専門知識のスキル向上、福祉・医療・雇用など分野横断的な連携の強化などの課題について取り組みをお願いいたします。</p>	<p>物価高騰による影響が長期化していることから、県としても生活困窮者に対する支援についても継続して講じる必要があるものと考えており、令和4年度から継続して市町村と協調した光熱費助成等を行い、令和7年度当初予算、令和7年6月、9月及び12月補正予算において、物価高による家計の負担を緩和するための費用助成を行っています。 長期に渡る物価高騰の影響から、より厳しい状況に立たされている生活困窮者に対し、実情に十分に配慮した実効性のある支援を地方自治体が行えるよう、国の責任において財政措置を講じるよう継続して国に要望しています。 また、県では、市町村の生活困窮者自立支援事業が円滑に行われるように、相談支援員を対象とした研修事業やネットワーク構築を図る会議を実施しています。令和7年8月には、生活困窮者自立支援制度における安定した相談支援体制の確保をするため、相談支援員の雇用の安定と処遇改善につながる財政措置を行うよう国に要望を行いました。 今後も、市町村と連携し生活困窮者等の実態に即した支援を行っていくとともに、必要に応じて国に要望してまいります。</p>	<p>孤独・孤立対策課</p>
<p>(2) 子ども食堂への支援 鳥取県労福協は、「とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”」の賛助会員となり、毎年フードドライブによる食材集めなど食材や米の提供を継続しつつ、運営委員会にも参画してきました。 「“えんたく”」の事業報告によると2024年度に「“えんたく”」に加盟している子ども食堂は、92会員、子ども食堂充足率は、60.68%で全国2位となっています。 しかし、昨今は物価高騰による食材、特にお米の提供が大きく減少しました。加えて 食材費や光熱費の高騰により、子ども食堂の運営継続が難しいケースも発生しているとの声も寄せられています。子ども食堂のボランティアの高齢化や担い手不足は深刻化しています。また、経済的困難や支援者不在で孤立する家庭にどのようにアプローチしていくかが課題となっています。 子ども食堂は、食事の提供だけでなく、子どもたち同士、地域の大人たちとふれあうことができる交流の場所です。家庭でも学校でもない第三の居場所です。 子ども食堂など地域の自発的で多様な多世代交流活動・居場所づくりが広がるように環境整備に努めるとともに、そうした場を通じて様々な課題を抱えた方々に必要な支援がつながるよう、引き続き対策をお願いいたします。</p>	<p>鳥取県では、「シン・子育て王国とっとり計画」において、子ども食堂は、「財政面、スタッフ面で運営基盤の脆弱性に課題がある」ため、「子ども食堂の立ち上げ及びネットワークづくりを支援するとともに、市町村や子ども食堂の設置者の意見を聞きながら、円滑に活動できるよう市町村を通じて必要な支援を行う」こととしています。 市町村には、国補助事業を活用した子ども食堂への支援の呼びかけを行ってきました。その結果、令和6年度は7市町が運営経費支援を行っていましたが、令和7年度から新たに1町が実施しました。引き続き、子ども食堂への支援を働きかけてまいります。 また、物価高騰対策として、県独自の支援金による運営支援及び「えんたく」を通じた農林水産省の政府備蓄米の無償交付の斡旋を実施しております。令和7年度の現時点の実績は、子ども食堂運営費高騰対策支援金を延べ154箇所、9,102千円支援し、政府備蓄米が子ども食堂10箇所に延べ3.3トン交付されています。 子ども食堂は子どもの貧困対策だけではなく、子どもの第3の居場所、子育て世帯の親のレスパイト、世代間の交流など、多様な役割を發揮しており、課題を持った地域住民の把握や支援の一端を担っていると認識しています。 そのため、支援が必要な方を早期に発見し適切な支援機関につなげるなどの機能をより發揮しやすくなるよう、子ども食堂と行政などの支援機関との連携強化と、子ども食堂関係者のスキルアップを目的として、新たに協議会を設置する予定としています。</p>	<p>家庭支援課</p>

<p>(3) 自死対策・子ども相談支援について</p> <p>全国の2024年の自死者数は2万人を超え、子ども・若者の自死数は過去最多の529人と、深刻な状況が続いています。鳥取県警察の統計資料によると、2023年度は前年より減少したものの72人の方が尊い命を絶っています。そのうち20代以下の若者が9人となり前年より増加しました。鳥取県においては、「鳥取県自死対策計画(第2次)～誰もが自死に追い込まれることのない鳥取県を目指して～」を策定し、市町村等への支援、地域におけるネットワークの強化をはかり対応されています。若年層に対しては「とっとりSNS相談事業」の相談日を拡充し、各教育委員会と連携し自死予防対策に取り組んでおられます。</p> <p>しかしながら、鳥取県内の子ども・若者の自死数は微増傾向にあります。自死に至る要因は家庭環境、学校でのいじめ、友達との関係等さまざまあると分析されていますが、SOSを出せない子どもや若者を家庭、学校、地域等が連携し、相談体制の充実をはからなければなりません。相談体制の充実を図るために、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの全校配置を検討していただきたい。また、自死に関する偏見による相談回避がないように、学校における自死予防対策教育の強化をお願いいたします。</p>	<p>本県においてスクールカウンセラーは県立学校及び市町村立学校に配置をしています。児童生徒へのカウンセリングのほかに、教職員と協働してSOSの出し方に関する教育や、アンガーマネジメント等の心理教育も行っているところで</p> <p>スクールソーシャルワーカーについては、県立学校全てと18市町村の学校に配置されており、家庭の貧困、虐待等の子どもたちに関わる課題について対応・支援を行っているところです。</p> <p>県内配置のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに、連絡協議会や職務研修において自死予防対策について対応力の強化を図っているところです。</p> <p>今後も引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対して研修等を行うとともに、学校におけるこれらの専門家と協働した自死予防対策教育の強化も図ってまいります。</p>	<p>生徒支援・教育相談センター</p>
<p>(4) 子どもの貧困対策強化について</p> <p>厚生労働省が2023年に公表した報告書によると、日本の子どもの相対的貧困率は、11.5%であり、日本の子どもの約9人に1人が相対的貧困状態にあることを示しています。また、内閣府が2021年に全国調査した結果によると、ひとり親世帯の50.2%が「貧困層」(等価世帯収入が中央値の半分未満)、母子世帯では54.4%と回答しています。</p> <p>子どもの貧困は経済的困難だけでなく、学習機会や文化的体験の不足にも直結しています。特にひとり親世帯での貧困率が高く、進学や将来の選択肢に大きな影響を与えています。</p> <p>鳥取県では、「シン・子育て計画」に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を4本の柱として取り組んでおられます。</p> <p>今後も子どもの学びの支援体制づくり、相談機関の周知や利用促進による孤立を防ぐ対策、経済的な理由による体験活動や学習機会が不足しないよう多様な支援の充実をお願いいたします。また、県内の各市町村が地域特性に応じた支援を展開している現状を踏まえ、行政・学校・地域・民間団体が一体となったネットワーク型支援を展開していただきたい。</p>	<p>鳥取県では、「シン・子育て王国とっとり計画」において、子どもの貧困対策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の取組を進めています。</p> <p>学びの支援体制づくりについては、現在、放課後子ども教室や地域未来塾等の学習支援活動を全市町村が実施しており、支援体制の充実が図られました。</p> <p>相談機関については、生活困窮者の相談窓口である「生活困りごと相談窓口」、ひとり親家庭の相談窓口である「ひとり親家庭相談支援センター」がそれぞれ県内3箇所を設置されており、「ひとり親家庭相談支援センター」は令和7年5月に全てのセンターを完全個室化しました。今後もより利用しやすい環境を整備し、支援が必要な方の早期発見と支援に努めてまいります。</p> <p>また、市町村と連携し、子どもの居場所の設置促進や、生活困窮世帯やひとり親の子どもの学習支援事業など、誰もが参加できる体験活動や学習機会を提供していきます。新たに設置する子ども食堂の協議会には市町村や学校も関わっていきけるよう働きかけ、行政・学校・地域・民間団体が連携して支援できる仕組みづくりを進めていきます。</p> <p>今後も、すべての子どもたちがその経済的な環境によって左右されることなく、夢と希望をもって成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、地域や社会全体で子どものことを第一に考えた貧困対策を充実・強化してまいります。</p>	<p>家庭支援課</p>

<p>(5) ヤングケアラーの支援について 鳥取県が2023年調査されたヤングケアラーに関する実態報告書によると、把握されたヤングケアラーは39人でした。 鳥取県では、ヤングケアラーの支援に向けて、LINE相談窓口、電話相談窓口の24時間・365日対応等、ヤングケアラー同士が安心して交流できるオンラインサロン、研修会による支援者や地域住民の理解促進、条例に基づいたヤングケアラー支援を全体で推進するなどの取り組みを実施しております。 しかしながら、把握されたヤングケアラーは39人ですが、実際の人数は把握数より多い可能性が高く、自分がヤングケアラーであることを認識していない子どもも多く、支援につながりにくくなっています。また、専門的な相談員や地域の支援者の確保・育成が必要など、まだ解決できない課題があります。 鳥取県は全国的にも早くから条例やオンライン支援を整備してきましたが、「見えないヤングケアラー」へのアプローチと地域全体での支援ネットワーク強化をしていただきたい。</p>	<p>県では令和4年度の相談窓口の設置と併せて、ヤングケアラーの思いを受け止める場として、ヤングケアラーやピアサポーターが集うオンラインサロンの開催を行うとともに、令和6年度からSNS上の集いの場の設置運営への補助を行うことにより、子ども達の心情に寄り添った支援を行えるよう体制を整備しています。 ヤングケアラーの啓発として、県内学校の全生徒や関係機関への啓発チラシの配布、住民団体や支援機関等によるヤングケアラーに関する研修会への補助や県民の理解を深めるためのヤングケアラー支援フォーラム等を開催しており、引き続き、ヤングケアラーの当事者である子ども達や家族、地域の方に向けてヤングケアラーの啓発を行います。 また、ヤングケアラーの支援においては、その背景にある生活困窮やその他複合的な福祉課題に関わることもあることから、市町村の生活困窮者自立支援や重層的支援体制などにより、子ども以外の他分野と連携した支援を行うことを推進するとともに、ヤングケアラー支援の研修会の開催や市町村と関係機関との協議の場を設けており、支援事例の展開を図っていくこと等により、地域全体のヤングケアラーの相談支援体制を充実させていきたいと考えています。</p>	<p>孤独・孤立対策課</p>
<p>(6) 奨学金制度の拡充・改善と教育費の負担軽減 鳥取県は全国で最も人口が少なく、若者が進学を期に県外へ流出しやすい構造にあります。進学者の多くが家庭的な事情により日本学生支援機構の貸与型奨学金や県独自の奨学金制度を利用しています。しかし、卒業後の返済負担が生活設計や地域定着に影響を与え、奨学金返還支援制度は県内における人材確保策として重要になっています。 鳥取県においては、国の奨学金返還制度についての動向を、注視するとともに、返還金支援の拡大、給付型奨学金・授業料減免の拡充など、若者の県内定着・Uターン増加による地域活性化、人口減少抑制と地域経済の持続可能性向上への施策強化をお願いいたします。</p>	<p>本県の若者の県内定着・Uターンに向けた取組として、知事部局において、医師、看護師、保育士など特定の職種の確保を目的に、卒業後県内で一定期間以上その職種に従事することで返還を免除する奨学金制度を設けています。 教育委員会で実施しているのは貸与型奨学金ですが、進学、疾病、失業、出産等で一時的に返還が難しくなるときは、一定期間返済を猶予する制度を設けています。さらに知事部局では、人材確保やIUターンの促進を目的として、鳥取県内に就職する大学生等の奨学金返還額を助成する制度(鳥取県未来人材育成基金)を設け、全業種を対象に実施しています。 国の奨学金制度も社会情勢に応じて随時見直しがされており、令和6年度からは給付型奨学金の対象が多子世帯等へと拡大され、さらに令和8年度概算要求では、「高等教育の修学支援の充実」として、引き続き授業料減免が予定されています。また、返還制度についても、減額返還制度、返還期限猶予などの返還救済制度や、所得に応じて返還月額が決まる所得連動返還方式が設けられ、生活にあわせた返還方法を選択できるようになっています。 今後も国の動向に注視しながら、修学を希望する若者への経済的支援に努めてまいります。</p>	<p>人権教育課</p>
<p>(7) ワーク・ライフ・バランスの推進 鳥取県では共働き率が高く、女性の就業率も高水準です。通勤時間の短さや、保育所の待機児童ゼロなど、仕事と子育ての両立基盤の整備を進めておられます。 働き方改革の推進、男女共同参加の推進、企業支援、移住・定住促進など多くの施策を推進されていますが、出生数は減少傾向であり、若者の県外流出は続いています。人口減少をくい止めるためにも若者・子育て世代の定着に向けた魅力ある雇用創出、テレワークや短時間勤務など働き方の柔軟化、ワーク・ライフ・バランスの意義やメリットを県民・企業に広く周知するなどの施策を拡充していただきたい。また、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めていただきたい。</p>	<p>企業へ専門家を派遣し、男女共同参画推進企業認定や多様な働き方の導入に係る就業規則等の整備を支援するとともに、副業・兼業や短時間正社員制度等に関するセミナーを開催し、働きやすい職場環境の整備を行っています。また、男性育休取得促進に向けたセミナーや伴走支援、「くるみん」認定申請手続等の支援を行い、若者や子育て世代の定着を図るなどワーク・ライフ・バランスを推進しております。 介護離職の防止については、県とみなくるにおいて市町村の地域包括支援センターを訪問し、みなくるの取組について、地域包括支援センターへの周知を行うなど連携強化に向けて情報共有等を行いました。引き続き、労働者が安心して介護と仕事を両立できる環境整備を図ってまいります。</p>	<p>雇用・働き方政策課</p>

<p>3. 大規模災害等の被災者支援及び平時における防災・減災の対策について</p>		
<p>(1) 昨年1月に発生した能登半島地震は、災害関連を含む630人超の死者、約165,000棟の建物被害をもたらしました。今年度も岩手県などの山林火災、トカラ列島で頻発する地震、カムチャッカ半島地震による津波警報避難など、自然災害は各地で発生しています。 災害からくらし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討いただきたい。</p>	<p>近年の激甚化・頻発化する災害の状況を踏まえ、切れ目のない被災者支援を展開するためにも官民連携の重要性は益々高まっており、本県では、県内外のNPO・ボランティア団体等の活動支援や調整を行う組織である「災害中間支援組織」を鳥取県社会福祉協議会に設置することとし、令和7年9月に同協議会と協定を締結しています。 今後も鳥取県社会福祉協議会やNPO等の関係機関と連携し、官民連携による被災者支援体制の充実を図るとともに、必要な予算を検討してまいります。</p>	<p>危機管理政策課</p>
<p>(2) 鳥取県においては、災害発生時の防災計画を定め、「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を作成しておられますが、頻発する自然災害に対する見直しを進めていただきたい。特に近年、災害関連死の問題が深刻化しており、災害関連死を防ぐため充実した支援や人道支援活動における最低基準に沿った避難所運営、復興住宅での高齢者の孤独死防止につながる孤立を避けるための対応など、よりきめ細やかな体制を整備していただきたい。</p>	<p>現在、本県では市町村を交えて避難所における環境改善基準の作成を進めているところであり、「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」についても当該基準等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。 また、本県では被災者一人ひとりに寄り添った生活復興支援の取組である「災害ケースマネジメント」を推進しており、引き続き、市町村等と連携して必要な体制整備を図ってまいります。</p>	<p>危機管理政策課</p>
<p>(3) 鳥取県は、地震・津波・豪雨など多様なリスクに備え、行政・地域・学校・企業が連携した実践的な防災活動を展開しておられます。総合訓練や防災教育は幅広く実践されていますが、「想定外」の事案に対しても対応できるように要支援者(高齢者・障がい者・外国人)の多様なニーズに対応できる具体策や個人・家庭・町内会単位での訓練や安否確認ルールの明文化など平時からの自助・共助の強化を進めていただきたい。</p>	<p>要支援者の避難については、市町村において避難行動要支援者名簿を作成し、その者に係る避難先や地域住民などの支援者などを記入した個別避難計画を作成することとなり、現在、市町村において福祉や医療関係者等と連携して取り組んでおり、県としても実効性のある計画の作成に向け、市町村の取組状況を共有するため担当者連絡会を開催するとともに、交付金による財政支援も行なっています。併せて、県は市町村等関係機関と連携して、地域住民が主体となって作成する「支え愛マップ」づくりを推進しており、平時からの自助・共助の取組を進めています。</p>	<p>消防防災課</p>
<p>(4) 近年、災害ボランティアの役割が大きくなっています。鳥取県では、自然災害に備え、平時から災害ボランティア体制の整備を進めておられます。県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が中心となり、被支援者と支援者をつなぐ「災害ボランティアセンター」の運営や福祉専門職による支援チームの育成など、多層的な取り組みが行われています。「誰一人取り残さない支援」へ向け、被災者ニーズの的確な把握やボランティアと被災者の関係構築、センターの運営ノウハウと人材育成など、災害時特有の混乱や人材面での課題解決についてさらなる検討を進めていただきたい。</p>	<p>本県では、令和3年4月に全国に先駆けて鳥取県災害福祉支援センターを設置し、避難所等で被災者支援を行う福祉専門職員を中心に構成される災害派遣福祉チームの養成や派遣体制の強化を図っています。また、災害ボランティアセンターの円滑な運営のためのスタッフを養成する運営者研修や、市町村と市町村社協との災害ボランティアセンターに関する役割分担や費用負担等に係る協定締結に向けた助言等を関係機関と連携して進めているところです。 さらに今後、災害時に備えた体制整備を進めるとともに、ボランティアの受入や被災者ニーズの管理等をスムーズに行うためのICTの導入について検討し、災害時により効果的な支援が行えるよう努めてまいります。</p>	<p>福祉保健課</p>

4. SDGs(持続可能な開発目標)の達成と協同組合の促進・支援		
<p>(1) 2025年は、「国際協同組合年」であり、協同組合に対する持続可能な社会づくりに向けた役割発揮への期待は高く、鳥取県においても協同組合の支援をより一層強化していただきたい。協同組合は地域の暮らしを支える重要な存在です。鳥取県では、イベントや学習会を通じて協同組合間の連携を強化しつつ、若者や外部人材の参加を促すことで、持続可能な社会づくりを推進し、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策を検討していただきたい。</p>	<p>県と鳥取県生活協同組合連合会(以下「協同組合」という。)は、平成28年10月に包括連携協定(以下「協定」という。)を締結し、地域の安全・安心及び活力の確保等への取組を通じて県民サービスの向上及び地域の活性化に寄与することを目指して活動しています。</p> <p>引き続き、イベントや会議等を通じて協同組合との連携強化を図るとともに、県関係部署と協同組合とが持続可能な社会づくりに向けて相互に協力し、協定の各項目に取り組むことで協同組合の更なる発展を支援してまいります。</p>	<p>消費生活センター</p>
<p>(2) 協同労働は人口減少や高齢化が進む中で、高齢者支援、子育て、障がい者就労、地域交通など地域課題の解決の拠点、地域に根ざした仕事を生み出し、若者や女性、高齢者など多様な人材の活躍する場として、その役割は重要です。しかしながら、協同労働に対する認知度は十分ではありません。2023年10月、鳥取県内の協同組合を中心に協同労働を普及し、発展に寄与することを目的として「とっとり協同労働推進ネット」が設立されました。</p> <p>今後も「とっとり協同労働推進ネット」の枠組みを活用し、地域横断的ネットワークを強化し、協同労働の課題である財政基盤の弱さ、担い手不足と高齢化、経営・運営のスキル不足など、協同労働が地域の持続可能性を高めるための仕組みとして役割を担えるように支援していただきたい。</p>	<p>県では、令和4年10月の労働者協同組合法施行前の令和3年度から、勉強会・フォーラムやシンポジウムの開催など労働者協同組合(労協)の周知啓発、相談窓口の設置を行っており、4団体の労協が設立されるなど、協同労働への理解促進を図ってきました。</p> <p>持続可能な地域づくりに向け、高齢者や障がい者など多様な人々が集い働ける場所としても、労協は重要な役割を果たすと考えています。今後も「とっとり協同労働推進ネットワーク」との連携の下、活動する地域や団体の実状に応じ労協設立に向けた助言・支援を行ってまいります。</p>	<p>雇用・働き方政策課</p>